

第43回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

新株予約権等の状況

業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

ウェルネット株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の 名称	株式報酬型 ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型 ストック・オプション 第2回新株予約権	株式報酬型 ストック・オプション 第3回新株予約権	株式報酬型 ストック・オプション 第4回新株予約権
決議日	2011年10月18日 開催取締役会決議	2013年5月21日 開催取締役会決議	2013年9月26日 開催取締役会決議	2014年9月26日 開催取締役会決議
新株予約権の 数	208個	155個	85個	49個
新株予約権の目的となる株式の 種類、数	普通株式 41,600株	普通株式 31,000株	普通株式 17,000株	普通株式 9,800株
新株予約権の払 込金額	1個あたり62,585円	1個あたり 75,000円	1個あたり137,992円	1個あたり135,800円
新株予約権の行使 価額	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円
新株予約権を行使 することができる期間	2011年11月4日～ 2051年11月2日	2013年6月6日～ 2053年6月5日	2013年10月16日～ 2053年10月15日	2014年10月16日～ 2054年10月15日
新株予約権の行使に際して株式を 発行する場合における資本金 及び資本準備金に関する事項	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1. 記載の資本金等増加限度額から上記1. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。			
新株予約権の 主な行使条件	1. 各新株予約権1個の一部行使は認めない。 2. 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。 3. 当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。 a. 禁固以上の刑に処せられた場合。 b. 会社に重大な損害を与えた場合。 c. 相続開始時に、新株予約権者が下記4. に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。 d. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。 4. 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）1名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。 5. 新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人1名に限って、相続人において3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。 6. その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。			
新株予約権の 取得事由	当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で取得することができる。			
取締役状況				
保有者数	1人	1人	1人	1人
個数	111個	81個	42個	27個
株式の数	22,200株	16,200株	8,400株	5,400株
備考	（注）1. 2016年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。 2. いずれも取締役（監査等委員）の保有はありません。また、社外取締役の保有はありません。			

新株予約権の 名称	株式報酬型 ストック・オプション 第5回新株予約権	株式報酬型 ストック・オプション 第6回新株予約権
決議日	2016年9月21日 開催取締役会決議	2017年8月17日 開催取締役会決議
新株予約権の数	79個	124個
新株予約権の目的となる株式の種類、数	普通株式 7,900株	普通株式 12,400株
新株予約権の払込金額	1個あたり105,000円	1個あたり80,400円
新株予約権の行使価額	1株につき1円	1株につき1円
新株予約権を行使することができる期間	2016年10月12日～ 2056年10月11日	2017年9月1日～ 2057年8月31日
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1. 記載の資本金等増加限度額から上記1. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	
新株予約権の主な行使条件	1. 各新株予約権1個の一部行使は認めない。 2. 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。 3. 当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。 a. 禁固以上の刑に処せられた場合。 b. 会社に重大な損害を与えた場合。 c. 相続開始時に、新株予約権者が下記4. に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。 d. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。 4. 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）1名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。 5. 新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人1名に限って、相続人において3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。 6. その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	
新株予約権の取得事由	当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で取得することができる。	
取締役状況		
保有者数	1人	1人
個数	42個	67個
株式の数	4,200株	6,700株
備考	(注) いずれも取締役（監査等委員）の保有はありません。また、社外取締役の保有はありません。	

新株予約権の 名称	業績連動型 ストック・オプション 第3回新株予約権
決議日	2022年6月23日 開催取締役会決議
新株予約権の数	6,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、数	普通株式 600,000株
新株予約権の払込金額	1個あたり900円
新株予約権の行使価額	1株につき478円
新株予約権を行使することができる期間	2024年10月1日～ 2027年7月7日
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1. 記載の資本金等増加限度額から上記1. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の主な行使条件	1. 新株予約権者は、2024年6月期又は2025年6月期のいずれかの事業年度において、当社の調整後経常利益が1,200百万円を超過した場合にのみ、これ以降新株予約権を行使することができる。なお、上記における調整後経常利益の判定に際しては、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書。以下同様。）及び当社のキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は連結キャッシュ・フロー計算書。以下同様。）に記載された経常利益に、新株予約権に関わる株式報酬費用を加算した額をもって判定するものとし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。 2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 3. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 4. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。 5. 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の取得事由	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
取締役状況	
保有者数	1人
個数	996個
株式の数	99,600株
備考	(注) いずれも取締役（監査等委員）の保有はありません。また、社外取締役の保有はありません。

② その他新株予約権等の状況

新株予約権の 名称	税制適格型ストック・オプション 第1回新株予約権
決議日	2016年9月21日開催取締役会決議
新株予約権の 数	989個
新株予約権の 目的となる株 式の種類、数	普通株式 98,900株
新株予約権の 払込金額	1個あたり 135,500円
新株予約権の 行使価額	1株につき1,355円
新株予約権を 行使すること ができる期間	2018年9月22日～2026年9月20日
新株予約権の行 使に際して株式 を発行する場合 における資本金 及び資本準備金 に関する事項	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1. 記載の資本金等増加限度額から上記1. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の 主な行使条件	1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 3. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の 取得事由	当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で取得することができる。
取締役状況	
保有者数	—
個数	—
株式の数	—
使用人状況	
保有者数	40人
個数	597個
株式の数	59,700株

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「職務権限規程」「業務分掌規程」「組織規程」等の規程を整備し、各職位が明確な権限と責任を持って業務を遂行することで内部統制を図り、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

また、法令遵守の立場から、コンプライアンス体制の基礎として、役員及び社員が遵守すべき、「ウェルネットコンプライアンス行動規準」を定めております。

監査等委員は、取締役会及び経営会議などの重要会議への出席、取締役からの聴取、稟議書・重要書類等の監査を通じてコンプライアンス体制に問題点がある場合の把握に努めております。

内部監査は、社長の指示により内部監査室によって各部門の業務監査を実施し、その報告は社長に直接行うことで、取締役による適切な職務執行を確保しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い保存及び管理を行っております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

通常は、定時及び臨時の取締役会、経営会議、全体会議、プロジェクト会議、各部門会議等の会議体において、各業務執行部門で収集されたリスク情報及び問題提起がなされ、その検討及び対応策に関する意思決定を行い、社内に周知徹底を図っております。

また、社外からのリスク情報については、顧問弁護士や監査法人等から入手するとともに、公正・適切な助言・指導を受けております。

緊急時は、すみやかに取締役会を招集し、事実関係の確認を行ったうえで、その対応にあたっております。

特に個人情報保護重視の観点から、個人情報漏洩時においては、プライバシーマークの認証基準に基づく「個人情報保護運用マニュアル」によって対応することとしております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役による迅速な意思決定を旨として、月1回の定時取締役会及び機動的な臨時取締役会を開催、もしくは会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす取締役会決議の省略を、随時実施しております。

また、取締役及び社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「職務権限規程」「業務分掌規程」「組織規程」等を定めております。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人のコンプライアンス推進のために、「ウェルネットコンプライアンス行動規準」を定めており、法令の遵守、インサイダー取引の禁止、情報・リスク管理、人権尊重などの規準の趣旨を十分に理解し、自らの行動及び会社のための行動において遵守するよう指導しております。

使用人の職務の執行が適正に行われていることを検証するため、社長の指示による内部監査室の監査を実施し、社長に対し直接報告する体制をとっております。

また、社内においてコンプライアンス違反行為等を発見した場合には、管理部長等（管理部長、社外取締役または管理部長が指定する外部専門家）に通報しなければならないこととしております。

この場合、通報者の希望による匿名を認めることとし、不利益な扱いをいたしません。

⑥株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在当社は、企業集団を形成しておりませんが、当社グループにおける業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定めており、子会社が行う重要な意思決定については、当社との事前の協議が必要な旨を定め、子会社の適切な管理を行う体制をとっております。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

現在、監査等委員会を補助する取締役及び使用人を置いておりませんが、監査等委員会が必要とする場合は、その職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことといたします。

また、その選任については、取締役会において取締役及び使用人の中から適任者を決定いたします。

⑧前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人の独立性を確保するため、当該取締役及び使用人の人事異動、人事考課、賃金その他の報酬については監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会において決定いたします。

⑨取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会等において業務の執行状況を報告するとともに、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会または監査等委員である取締役に報告を行います。

内部監査においては、監査等委員である取締役は随時内部監査に同行し、内部監査室と連携して業務監査を実施し、その内容を把握しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、上記以外に業務等で当社にとって重要な事項を発見した場合は、監査等委員会または監査等委員である取締役に報告を行います。

この場合、報告者の希望による匿名を認めることとし、不利益な扱いをいたしません。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、会計監査人等との連絡を密にし、外部のアドバイスを活用しております。

⑪反社会的勢力排除のための体制の概要

反社会的勢力排除のための「反社会的勢力対策マニュアル」を策定し、取引先審査体制の整備や外部機関との連携により、取引先が反社会的勢力であると判明した場合の関係遮断のための体制を整備し、運用しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、(1)業務の有効性及び効率性、(2)財務報告の信頼性、(3)事業活動に関わる法令等の遵守、(4)資産の保全、という4つの目的達成のために、企業内のすべての者によって遂行されるプロセスである内部統制システムを構築しております。

また、内部統制システムにおいては、統制環境・活動を整備することの他に情報の伝達経路を確保し、リスクに対応する体制を構築することが不可欠と考えております。

当社は上記の内部統制システムに基づき、第43期事業年度において適切な運用を行っております。主な運用状況については以下のとおりです。

①重要な会議の開催状況

当事業年度（2024年7月から2025年6月まで）の主な会議の開催状況は以下のとおりです。

取締役会は16回開催され、各業務執行部門で収集されたリスク情報及び問題提起に対する検討・意思決定を行っております。また、経営会議規程に基づき、原則として月2回、経営会議を開催し、業務・業績進捗状況を確認・分析のうえで、対応戦略、新規サービスに関する取り組み方針、投入リソースの効果確認等を審議し、リスク対応の迅速化を図ってまいりました。

当社の経営方針・業務推進状況・取締役会決定事項等は毎月社員全員出席のもと開催される全体会議にて周知徹底・共有化いたしてまいりました。

②監査等委員の職務遂行について

監査等委員は監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会・経営会議・全体会議等主要会議に出席し、業務執行が適切になされているかを確認し、監査等委員会にて情報共有しております。また、内部監査室に同行・連携し業務監査を行い、その中で役職員との面談にも同席、幅広くリスク抽出を行ってまいりました。また、会計監査人と定期的、または随時の打合せを行い、財務会計の適切性の把握を行ってまいりました。

③内部監査の実施について

重要な業務プロセスの確認、リスク度が高い業務の確認等に関して期初、内部監査計画を策定し、全部門に対する業務監査を実施しました。また、社長からの指示に基づく機動的な監査も行ってきました。

④主な教育・研修の実施について

従業員全員が社内規程を常時参照できる状況を維持するとともに、コンプライアンスに関するeラーニングを定期的の実施し、従業員全員の確認テストの合格を義務付け運営しました。また、当社の従業員の行動指針であるウェルネットアレターについても重要な指針として教育を行っております。

以上、第43期において内部統制システムが適切に運用されていることを確認しております。

株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 本 金	資 剰 余 金 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	667,782	3,509,216	3,509,216	22,010	3,160,000	1,584,471	4,766,481
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△418,672	△418,672
当 期 純 利 益						1,077,892	1,077,892
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分						△108,603	△108,603
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	550,616	550,616
当 期 末 残 高	667,782	3,509,216	3,509,216	22,010	3,160,000	2,135,087	5,317,097

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△671,118	8,272,361	4,185	4,185	102,385	8,378,932
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△418,672				△418,672
当 期 純 利 益		1,077,892				1,077,892
自 己 株 式 の 取 得	△299,922	△299,922				△299,922
自 己 株 式 の 処 分	256,699	148,095				148,095
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△9,238	△9,238	△16,384	△25,623
当 期 変 動 額 合 計	△43,223	507,393	△9,238	△9,238	△16,384	481,769
当 期 末 残 高	△714,341	8,779,754	△5,052	△5,052	86,001	8,860,702

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物、並びに、工具、器具及び備品のうちソフトウェアと一体となつてサービスを提供するサーバー設備については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………6年～50年

構築物……………10年～50年

工具、器具及び備品……………3年～15年

無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末までの貸倒実績が僅少であるため、一般債権に係る貸倒実績率を零としております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債

務（簡便法による期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過した場合には、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

株式給付引当金……………株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

ポイント引当金……………「支払秘書」の口座開設者に対してポイントを付与しており、当該ポイントが将来使用される場合の負担に備えて、将来使用が見込まれる額をポイント引当金として計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

・非対面決済サービスによる決済手数料収入の認識基準

当社の収益は、オンライン決済市場における非対面決済サービスによる決済手数料収入となります。決済手数料収入は、消費者が決済代行業者において決済手続を完了した時点で当社の事業者向けの決済サービスの履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

・受注製作のソフトウェア開発に係る収益の認識基準

履行義務の充足に係る進捗度を見積り当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、契約期間等の重要性が低いものについては成果物の検収時又は役務の完了報告時に一括して収益を認識しております。

(5) 控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定により均等償却を行っております。

3. 会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、これによる財務諸表への影響はありません。

4. 追加情報

（株式給付信託）

当社は、従業員への福利厚生と、業績向上による株価上昇に対する従業員の士気高揚、及びそれによ

る従業員と株主様の利益共有を目的として、株式給付信託（J-ESOP）（以下、「本制度」という。）を2010年7月に導入いたしました。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員の業績への貢献度、勤続に対してポイントを付与し、従業員退職時に累積ポイントに相当する当社株式を給付します。当該株式は、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理します。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託における帳簿価額は前事業年度末88,240千円、当事業年度末88,240千円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

② 期末株式数は前事業年度末190,600株、当事業年度末190,600株であり、期中平均株式数は、前事業年度190,750株、当事業年度190,600株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式を給付する仕組みです。

5. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産105,744千円を計上しております。繰延税金資産及び繰延税金負債の相殺前の金額は、繰延税金資産117,723千円及び繰延税金負債11,978千円であります。当該繰延税金資産117,723千円は、繰延税金資産の総額238,853千円から、将来減算一時差異に係る評価性引当額121,129千円を控除した金額であります。

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく将来の課税所得の見積額、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づいて判断しております。

2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度における課税所得を見積もっております。課税所得は、翌期の事業計画を基礎としており、当該事業計画は、各サービスの取引量（売上高）を予測し、作成しております。

3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

翌事業年度において、課税所得が減少し回収可能性がないと判断された場合は、繰延税金資産の取り崩しが発生し翌事業年度の利益金額に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 投資有価証券の減損

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、市場価格のない株式等として投資有価証券78,948千円を計上、損益計算書において、投資有価証券評価損69,167千円を計上しております。

② 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

市場価格のない株式等につきましては、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、投資先企業の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、減損処理を行っております。

2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損処理を実施していない投資有価証券については、投資先の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況を踏まえ、投資先の事業計画が合理的であるという仮定に基づき、収益力等の落込みはなく、実質価額は著しく低下していないと判断しています。

3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

重要な仮定である事業計画の遂行が困難な状況となり実質価額が著しく低下した場合には、投資有価証券の減損処理が必要となり、翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 702,406千円
- (2) 「収納代行預り金」は回収代行業務に係る預り金であり、それに見合う金額が「現金及び預金」に含まれております。
- (3) 資金決済に関する法律に係る供託金として、札幌法務局に差し入れ 1,200,000千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	19,400,000	—	—	19,400,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	688,916	364,400	250,859	802,457

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加364,400株は、株主への利益還元のため、減少250,859株は、業績目標連動型第3回新株予約権の権利行使による減少221,000株と譲渡制限付株式

報酬の給付による減少29,859株であります。

2. 「株式給付信託（J-ESOP）」の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は2010年10月25日付で当社株式1,000株を取得しております。なお、2025年6月30日現在において信託E口が所有する当社株式（当事業年度期首190,600株、当事業年度末190,600株）を自己株式数に含めて記載しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年8月14日 取締役会	普通株式	418,672	22.15	2024年6月30日	2024年9月26日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）制度に基づく株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対する配当金を含んでおります。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年8月8日 取締役会	普通株式	544,856	利益剰余金	29.00	2025年6月30日	2025年9月29日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）制度に基づく株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対する配当金を含んでおります。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	株式報酬型 ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型 ストック・オプション 第2回新株予約権	株式報酬型 ストック・オプション 第3回新株予約権	株式報酬型 ストック・オプション 第4回新株予約権	株式報酬型 ストック・オプション 第5回新株予約権
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	22,200株	16,200株	8,400株	5,400株	4,200株

	税制適格型 ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型 ストック・オプション 第6回新株予約権	業績目標連動型 ストック・オプション 第3回新株予約権
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	59,700株	6,700株	322,400株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	21,083 千円
減価償却費	2,697 〃
ソフトウェア	51,210 〃
役員退職慰労金	37,261 〃
株式給付引当金	10,107 〃
新株予約権（役員報酬）	28,468 〃
投資有価証券	54,228 〃
その他	33,797 〃
繰延税金資産小計	238,853 〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△121,129 〃
評価性引当額小計	△121,129 〃
繰延税金資産の合計	117,723 〃

(繰延税金負債)

その他	11,978 〃
繰延税金負債の合計	11,978 〃
繰延税金資産の純額	105,744 〃

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴う法定実効税率の変更による影響は軽微であります。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては主に安全性の高い預金やＣＰ等で運用し、一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、長期的な債券への投資を行っております。また、資金調達につきましては、内部資金を優先して充当することとし、必要に応じて銀行借入等により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程及び売上債権管理規程に従い、営業部門及び管理部門が顧客の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格等の変動リスクに対しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的なモニタリングを行っております。当該リスクに関しては、資金運用管理規程に従い、定期的に時価を把握し、取締役会に報告しております。

差入保証金は主に金融機関への預託金等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

出資金は、投資事業有限責任組合出資金等であり、発行体の信用リスク又は市場価格の変動リスクに晒されております。

また、営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日・残高管理及び手元流動性の維持などにより管理しております。

長期借入金は、主に設備投資を目的とした資金調達であり、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場の金利の状況を把握しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①投資有価証券	4,893	4,893	-
其他有価証券	4,893	4,893	-
②差入保証金	600,000	589,035	
国債	600,000	589,035	
③長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,600,000	1,600,000	-

- (注) 1. 現金及び預金は注記を省略しており、売掛金、預け金、買掛金、未払法人税等、預り金、収納代行預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
2. 差入保証金の内600,000千円以外は、資金決済に関する法律に基づく発行保証金として供託しているもの及び送金サービスにおける金融機関への預託金等であり、短期間に決済される負債の見合い金としての性格を有するため、時価は帳簿価額とほぼ等しいとみなし注記を省略しております。
3. 市場価格のない株式等は①投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は78,948千円であります。
4. 出資金は投資事業有限責任組合出資金であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は40,175千円であります。
5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
- 金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	4,893	-	-	4,893
差入保証金 国債	589,035	-	-	589,035

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	-	1,600,000	-	1,600,000

長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

記載すべき重要なものはありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

重要な関連当事者との取引は以下のとおりであります。

(単位：千円)

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有割合)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	加藤 達也	0.07%	取締役執行 役員本社営 業部長	新株予約権 の権利行使	9,560	－	－

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

2022年6月23日開催の取締役会決議（業績目標連動型第3回新株予約権）に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	決済・認証事業
一時点で認識する収益	10,623,012
一定期間にわたり認識する収益	286,232
顧客との契約から生じる収益	10,909,245
その他の収益	9,400
外部顧客への売上高	10,918,645

(注) 当社は、決済・認証事業を主要な事業内容とする単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報についてセグメントに関連付けて記すことはしていません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「2.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等については、期首と期末のいずれも重要な残高がないため、記載を省略しております。また、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

13. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 467円 3銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 57円56銭 |

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。